

議第 6 7 号

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

呉市職員特殊勤務手当支給条例（平成 1 0 年呉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 6 条の規定は適用しない。</p> <p>6 前項に規定する手当の額は、同項に規定する作業に従事した日 1 日につき <u>3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円）</u>とする。</p> <p>7 略</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 6 条の規定は適用しない。</p> <p>6 前項に規定する手当の額は、同項に規定する作業に従事した日 1 日につき <u>1, 5 0 0 円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与える」と市長が認めるものに従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円）</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。</p> <p>7 略</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して支給する防疫等作業手当の特例について、国において防疫等作業手当の支給の条件等が変更されたことを踏まえ、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。